

## 平成 29 年度 第 2 回青少年クリエイティブセンター運営審議会

日 時：平成 30 年 2 月 13 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 7 時 15 分

場 所：青少年クリエイティブセンター 3 階 視聴覚室

議 題：平成 29 年度利用状況・事業報告

平成 30 年度事業予定

その他

出席委員： 上田 裕彦、三宅 友子、矢田 俊也、大原 猛、長谷川 淑子、  
大庭 健、狩俣 正雄、上坂 純朗、前田 都、眞鍋 眞、  
宮本 美紀

事務局出席者：前田 隆男（青少年室長）

尾高 関持（青少年クリエイティブセンター館長）、植田 陽介（同館長代理）、

井崎 健史、笹原 裕司（同主査）、野田 彰人（同係員）

### 1. 事務局あいさつ

### 2. 青少年クリエイティブセンター運営審議会の公開、傍聴について

青少年クリエイティブセンター運営審議会は公開することとし、委員 15 名のうち過半数の 11 名が出席しているため、吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会規則第 4 条の 2 に基づき成立していること、本日の傍聴者はいない旨事務局より報告。また、議事録は公開し、発言者は A 委員、B 委員、事務局などと記載する旨が了承された。

### 3. 議事

A 議長                    では、議事を進めてまいります。委員の皆様、お手元の次第をご覧ください。案件の 1 番平成 29 年度利用状況及び事業報告を事務局より説明をお願いします。

事務局                    では、平成 29 年度利用者数についての報告を事務局から、平成 29 年度の事業報告を事務局から説明します。

なお、お配りしました資料の下に、通し番号を付けています。本日も審議いただく内容につきましては、通し番号に沿って進めさせていただきます。また、失礼かと存じますが、座ったままでご報告させていただきます。

では、通し番号 1、資料 1 の『平成 29 年度(2017 年度)利用状況』をご覧ください。これは平成 29 年度の 4 月から 12 月にどれだけの方が青少年クリエイティブセンターを利用されたかという延べ利用者数の資料です。平成 29 年度と平成 28 年度との比較がしやすいように、数字を併記しています。限られた時間ですので、すべての数字を読み上げることはいたしません、どうかご了承ください。

最初に青少年会館の利用者数です。青少年会館とは今会議を開いておりますこの建物を指します。上の 5 段は年齢区分ごとの人数で、普段の日に立ち寄って利用される方、イベント等に参加された方の合計です。幼児とは 0 歳から 5 歳までの就学前の児童です。その幼児が 12 月までで 1,389 人、小学生が 10,287 人、中学生が 1,179 人、高校生が 517 人、一般の方が 2,344 人です。

次に教室・講座への参加者数です。英語教室が 405 人、手話教室が 124 人、工作・折り紙教室が 158 人、クック・おやつ作りが 163 人、パソコン教室が 251 人、乳幼児向け教室事業が 756 人です。そして子育て・こころの健康相談には 45 人の方が来られました。枠内に線が引いてあるところはその月に実施がなかったことを示しています。青少年会館利用者の小計は 17,618 人です。

次に体育館の利用者数です。幼児が 597 人、小学生が 5,212 人、中学生が 3,566 人、高校生が 1,755 人、一般の方が 2,475 人です。

次に体育館で行われているスポーツ教室とサークル活動の参加者数です。剣道教室が 1,078 人、柔道教室が 514 人、バドミントン教室が 625 人です。次にサークルです。ソフトバレーが 266 人、日本拳法が 760 人です。学習支援事業として行っているぐんぐんネットが 213 人です。体育館利用者の小計は 17,061 人です。

次に運動広場の利用者数です。幼児が 5,938 人、小学生が 4,834 人、中学生が 3,792 人、高校生が 3,106 人、一般の方が 8,642 人です。また、サッカーサークルの参加が 1,113 人です。運動広場の小計は 27,425 人です。

これらの小計を合計いたしました年間利用者数が 62,104 人です。以上で平成 29 年度利用状況についての報告を終わります。

#### 事務局

次に、資料 2『平成 29 年度（2017 年度）事業報告』を事務局よりご報告させていただきます。なお、失礼かとは存じますが、座ったままでご報告させていただきます。

では、お手元の資料の次のページ、通し番号 2、資料 2『平成 29 年度（2017 年度）事業報告』をご覧ください。

まず、資料の説明をいたします。資料 2 は通し番号 2 から 5 まで全部で 4 ページです。一番左端に大区分があり、その次に小区分、そして事業名と続きます。一番右端のアンケートの有無についてですが、利用者アンケートを実施した事業については「有」と記載しております。なお、事業報告に併せてスライドでも紹介させていただきますので、併せてご覧ください。

では、改めまして、資料の通し番号 2 をご覧ください。

青少年クリエイティブセンターでは、吹田市立青少年クリエイティブセンター条 1 例第条の設置目的にもありますとおり 4 つの目標を掲げております。事業の運営に当たっては、人権課題の知識理解に留まることなく、利用者一人一人が人権尊重を感性として育み、それらが日常生活の中でどう自身と関わっているのかを考え、気づき、態度や行動として表れるよう推進しています。また、計画段階で設定した事業の目的をどれだけ参加者に意識させることができたのか、伝えることができたのかをアンケート等で集約するとともに、事業に関わった職員同士で振り返り、成果や課題について共有し他の事業や次年度の事業へ反映しています。

では、大区分「学習活動の推進」、小区分「体験活動事業」です。

まず、「わく♪ドキ！社会見学」です。7月に京都にある「おたべ本館」の食品工場へ行き、食品が口に入るまでどのような過程を経ているのか等を学びました。

次に「リバーハイク」です。高槻市の摂津峡公園にて7月に行いました。川の中を歩くだけでなく、現地周辺の動植物の観察なども行い、自然との共存について考える機会を持ちました。参加者同士で手をつないだりしながら互いに協力し、励ましあって全員無事にゴールすることができました。

次に「しめ縄づくり」です。「エコおもちゃづくり市民塾」というシルバードバイザー養成講座を修了された皆さんに講師をお願いしました。しめ縄の由来をはじめ、季節ごとの伝統行事や昔の生活についても触れることができました。

次に「てがるにクック・おやつ」です。月に1回程度行っています。キャラクター弁当や手作りピザなどの料理や、もちもちドーナッツなどのおやつ作りを行いました。これまでの運営審議会で、需要のある事業により多くの方に参加していただくための工夫が必要ではないか、という指摘がありました。そこで今年度応募率の割合をもとにした事業の見直しを行い、昨年度より2回多く実施しました。

次に「野菜づくり・収穫」です。きゅうりやトマト、さつまいもなどを栽培しました。水やり・草抜きから収穫まで子ども達自身の手で行い、収穫した野菜等はその場で簡単な調理をして新鮮なまま食べたりしました。また、夏にはゴーヤを使った緑のカーテン作りも行い、環境問題について考えるきっかけとしました。

次に裏面、資料の通し番号3ページ目です。小区分が「養成事業」です。

「チームぐんぐん」です。こちらは学校や地域・社会でリーダーシップを発揮できる人材を育成することを目的に、3月までの年間を通して実施する事業です。キャンプや研修などの行事の企画・立案から本番を経てふりかえりまで、子どもたちの手で責任を持って行います。次に小区分が「学習支援事業」です。

まず「学習会」です。漢字・計算・ことわざ・言葉・パズルなどのカテゴリーで行う、子どもクラブ指導員による学習支援です。また小中学生でダンスチームを結成し、3月の子どもクラブまつりでの発表に向けて毎週土曜日に練習を重ねています。

次に「自習室の提供」です。朝9時から夜の9時まで、高校生以上の方が自学できる場を提供しています。

次に「パソコンクラブ」です。2学期と3学期に1講座ずつ年2講座行っています。小学1・2年生のクラスと3年生以上のクラスに分けて行い、名刺やポストカードなどの創作活動を通じてパソコンの操作方法を学んでいます。

次に「英語教室」です。アメリカ出身の講師の指導のもと、こちらも小学1・2年生と3年生以上のクラスに分けて実施しています。各学期に1講座ずつ年間で3講座実施しています。教室では英語を使ってさまざまな遊びをする中で英語を身近に感じるとともに、ハロウィンやクリスマスなどの異文化にも触れる機会としています。

次に「折り紙教室」です。吹田市立市民公益活動センター「ラコルタ」登録団体の「折り紙玉手箱」の指導のもと、今年は月に一度、季節感のあるオリジナルのカレンダーづくりを行っています。

次に「工作教室」です。体験活動事業「しめ縄づくり」でもご指導いただいている「エコおもちゃ作り市民塾」の皆さんの指導のもとで夏休みにモーターで動く走る機関車作りを行いました。

次に「ぐんぐんネット」です。「楽しいバドミントン」など月に数回、土曜日を中心に開催しています。地域教育を推進する上で、地域ボランティア・職員・利用者等が得意分野を生かして、子どもたちに指導するような講座の充実を図る必要があります。青少年クリエイティブセンターにおいて、該当する事業は「ぐんぐんネット」であり、今年度新たにア高等学校の先生による「プログラミング講座」を実施し、また昨年始めた「かけっこ教室」の充実を図りました。さらに、昨年度から休講となっていた「楽しいバスケットボール」を再開しました。次に資料の通し番号 4 ページ目になります。小区分「人権講座」です。

まず「手話にチャレンジ」です。各学期に 1 講座開催しています。小学生とその保護者が一緒に参加する姿もあり、講座の最終回には手話で自己紹介する場を持つなど言葉以外のコミュニケーションツールに触れるよい機会となっています。

次に「利用者人権学習会」です。新規・更新の利用者だけでなく、保護者にも青少年クリエイティブセンターの設置目的や活動の趣旨を理解してもらうようにしました。また身近なところにある人権問題について考えるきっかけとなるとともに、青少年クリエイティブセンター職員との信頼関係を築くことができるよう、対話を深めながら行う参加型のプログラムを実施しています。

次に「世界に 1 つだけのパン作り」です。地域にある障がい者作業所「スマイルぷくぷく」に出かけ、パン作りの体験をしました。パン作りを楽しみながら、作業所の仕事や障がい者について知ってもらうという内容で行いました。

次に「すっきやねん大阪」、「ガイドドッグのお仕事」です。人権の施設としての意義を考え、人権講座の充実を図る中で、11 月に実施した「すっきやねん大阪」では、大阪市大正区を訪れ沖縄県人会の協力のもと多文化共生についての学びを深め、また、3 月には盲導犬訓練所を訪れて障がい者理解を目指す「ガイドドッグのお仕事」も実施予定です。今後も幅広い視点で人権を啓発できる事業を企画してまいります。

次に大区分「交流の推進」、小区分が「利用者交流事業」です。

まず「バスケットボール 3 オン 3 大会」です。中学生以上 29 歳までの青少年を対象に、12 組の参加がありました。審判やスコアラーなど、参加者全員がチームの垣根を越えて役割を分担し、コミュニケーションを図りながら活動していました。また、イ中学校のバスケットボール部の先生をはじめ、生徒の皆さまに大会運営に携わっていただき、大会を盛り上げていただきました。

次に「親子ふれあい体操」、「すてっぷこっこ～親子であそぼう～」です。「親子ふれあい体操」は各学期に 1 講座実施し、マットや平均台、ボールなどの道具を使った運動を中心に行っています。

「すてっぷこっこ～親子であそぼう～」は 1 学期と 2 学期の年 2 講座実施し、運動会や絵本の読み聞かせのほか、七夕やクリスマスなど季節にちなんだ工作など 3 歳以上の幼児と保護者が一緒に楽しみながら新しいつながりを作る活動を行いました。前回の運営審議会における指摘を受けて、乳幼児向けの事業を児童センター・保育園等へ声掛けしたことで、昨年度に比べて事業への応募は増加しました。

次に小区分が「教室事業」です。

「剣道教室」と資料の通し番号 5 ページ目の「柔道教室」、「バドミントン教室」の 3 つの教室を行っています。スポーツに親しみ、上達することだけでなく、相手や道具、場所も大切にする心も磨く指導を行っています。

次に小区分が「自主活動支援」です。

まず「サークル活動」です。バレーボールや日本拳法、サッカーサークルなどが活動しています。

次に「ファイトクラブ」です。中学生を除く 15 歳以上の利用者が対象になります。青少年クリエイティブセンターの設置目的を理解してもらい、人権について考える機会を設け、差別のない社会を目指す青少年の育成を行う場を持つものです。

次に大区分「子育て支援の推進」、小区分「人権講座」です。

まず「素敵に抱っこライフ講座」です。抱っこを通したスキンシップの大切さを伝える内容で、抱っこする側とされる側、どちらにとっても負担が少ない抱っこの姿勢を体験しています。

また、乳幼児向け事業の充実として、今年度「親子で英語&ダンス」教室を開設し、3月に実施します。

小区分「相談事業」です。

「子育て・こころの健康相談」です。臨床心理士の資格を持つ相談員に毎月2回、土曜日に青少年クリエイティブセンターに来ていただき、青少年や保護者からの様々な悩みや不安などの相談に応じています。

次に小区分「子どもすこやか広場事業」です。

「くつろぎの場～子育て中の保護者ならびに子ども間の交流～」です。就学前の子どもと保護者が利用登録をするかたちで自由に利用できます。フラフープなどの道具を使って身体を動かしたり、馬の人形やブロック、パズルなどのおもちゃを使ってのびのびと遊んだりしています。また保護者同士情報交換をしたり、本の読み聞かせをしたりしている光景も見受けられました。

ただ、幼稚園や保育園に入っている方が多いとはいえ、居場所や仲間づくりの場が見つからず、困っている方もまだまだ多いと認識しております。事業運営をする上でそういった方に対応する、という視点も待って取り組みをしてまいります。

次に「自主活動等」です。子どもクラブ活動の中で「子どもクラブミーティング」という子ども達全員が集まる場を設けています。子ども達自身で司会者を決め、進行します。「こんなことをしよう」とか「こんなことがあった」など自分が感じたことをみんなに伝えたり、互いに意見を聞くよう指導しています。

次に「体育館、運動広場の利用提供」です。スポーツを楽しむ場として提供しました。

次に「図書とのふれ合い・図書の整備」です。青少年会館の2階にある図書室の開放や本の貸出しを行いました。整備については、ボランティアスタッフの方を中心をお願いしており、本に接する機会を増やす工夫等も考えてもらっています。

最後になりますが、大区分「情報提供」、小区分「情報収集提供」です。

青少年会館の3階にある「きしべの歴史展示室」です。常時開放を行い、岸部地域の成り立ちを知り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育みます。

最後に小区分「広報誌の発行」です。

青少年クリエイティブセンターの「広報誌「ぐんぐん」の発行」です。青少年クリエイティブセンターで行っている活動や行事などの情報になります。近隣の岸部第一小学校、岸部第二小学校、千里第一小学校、佐井寺小学校、東佐井寺小学校、片山小学校、吹田東小学校と第二中学校へは全児童・全生徒への配布を行っており、その他市内小・中学校の全校・全クラスに行き渡るよう、毎月約6,000部発行しています。

以上で資料2「平成29年度（2017年度）事業報告」を終わります。

A議長

ありがとうございました。

ただ今資料1と2までご説明いただきましたが、ご質問やご意見等はいかがでしょうか。

B委員

イ中学校のBです。

お礼も含めて感想を言わせていただきます。資料1の利用報告につきまして、中学生の利用者数が非常に気になったのですが、青少年会館も体育館も中学生の利用者数が対前年比で増加しています。現在本校の体育館が改修工事中のため青少年クリエイティブセンター体育館へもクラブ活動等でお世話になっています。これがきっかけで中学生の利用が増えたらと期待を込めて前回の運営審議会において発言させていただきましたが、その影響かどうかはわかりませんが中学生の利用が増えているということで、この結果を見てうれしく思います。

この審議会が始まる前も体育館へバドミントンのラケットを持った本校生徒が来ておりまして、私と会って会話をしたのですが、うれしそうに今からバドミントンをしますと話してくれました。クラブでもお世話になっていることと思いますが、晩も来てこのように利用しているという姿を見ることができ、私としては非常に感謝しています。ありがとうございました。

A議長                      ありがとうございました。他にございますか。

C委員                      ウ小学校のCです。先ほどのB委員のお話にもありましたが、子どもたち向けに多彩な事業をしていただきましてありがとうございます。

いただいている資料についてですが、2月と7月の2回の審議会では7月が年度のまとめとなっていることと思います。前年度の比較では増えていますが、本校に残っている平成24年度以降の資料と見比べてみるともっと多い年もありました。10年ぐらいの利用者数の変遷がわかる資料が報告にあると増えているのか減っているのか横ばいなのか推移としてわかりやすいと思いました。以上です。

事務局                      ご指摘のとおり推移としてわかりやすくなるかと思うので、10年前からの推移がわかる資料を作れるか検討し、できるだけ近いものを用意したいと考えます。ご意見ありがとうございました。

A議長                      他にございますか。

D委員                    イ中学校 PTA 会長のBです。資料を興味深く見させていただいていました。資料 2 通し番号 4 ページ目の人権講座の中で利用者人権学習会という事業の報告をされていましたが、参加型のプログラムをされたという報告があり、具体的のどのような参加型のプログラムをされたのか興味がありましてお聞かせいただけたらと思います。

事務局                    ただ今D委員よりご質問いただきました利用者人権学習会ですが、青少年クリエイティブセンターを利用する際には必ず利用登録を行います。利用対象者は0歳から29歳までの方になりまして、乳幼児の方は保護者が利用登録を行う形となりますが、その利用登録の際に利用者人権学習会も行います。その際に例えば小学生でしたら、「あいさつはどうしてすると思う」等の質問を投げかけて参加者に考えてもらうという形で行います。そうすると参加者からはいろいろな意見が出てきますので、ある人はこういう意見、またある人はこういう意見という形で人によってそれぞれ意見や考えがあることを知ってもらい、そのようなことを通じてひとりひとりちがうということに気づき、お互いを認め合えるきっかけとすることで学びに繋げるような参加型のプログラムを実施しています。

D委員                    質問の一覧等はあるのですか。

事務局                    一覧はございませんが、その年々に応じて例えば時間を守ることや物を大切にすることなどテーマを決めて行っています。

D委員                    その都度実施されているということですね。

事務局                    利用登録の都度実施しています。ただ、利用登録は毎年更新するため小学校の高学年等になってくると、以前と同じ内容になってしまうことがあるため、そのようなところが課題となっています。

A議長                    他にございますか。

                                  ないようでしたら次の案件平成30年度事業予定について事務局よりお願いいたします。

事務局                      それでは資料の通し番号6ページの資料3『平成30年度(2018年度)事業予定』をご覧ください。この資料は予定になりまして、3月議会において予算が承認されましたらご覧いただいています事業を行っていきたいと考えております。以上です。

A議長                      来年度の予定についてございますか。

その他の案件としてございますか。

事務局                      現在3月23日までの予定で屋上改修工事を行っていますが、青少年クリエイティブセンターは昭和56年に建設されて以来30年以上が経過し老朽化が目立ってきております。平成28年度は空調設備の改修を、平成29年度は屋上改修を、平成30年度には外壁改修工事を予定しています。外壁についてはタイル張りになっている箇所で浮き等も見られており、剥落すると事故や怪我につながりかねません。騒音等が発生し、近隣の方にもご迷惑をおかけいたしますが、安全等には十分配慮して実施いたしますのでよろしくお願いいたします。

A議長                      工事の間は休館にはなるのですか。

事務局                      屋上改修および外壁改修については建物の外になりますので、館内は利用できる見通しとなっています。

A議長                      わかりました。

では他になにかございますか。

ないようですので、これで青少年クリエイティブセンター運営審議会を終了したいと思います。

皆様ありがとうございました。